

平成 30 年度介護報酬改定に向けた基本的な視点（案）

平成 30 年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において、本年 4 月以降、計 9 回の議論を行うとともに、事業者団体ヒアリングを行った。

また、政府においては、人生 100 年時代を見据えた社会の実現に関する議論も行われているところであるが、2025 年以降の人口構造の変化も見据えつつ、活力ある社会を実現し、国民一人一人が状態に応じた安全・安心で効率的・効果的な質の高い介護を受けられるよう、2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図ることが必要である。

さらに、後述するように、介護を取り巻く状況を踏まえ、これまで累次にわたり介護保険制度の改正が行われているほか、今後の介護に関する施策の方向性について、閣議決定という形で政府の方針も示されているところである。

これらを踏まえ、今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点は、次のように整理できると考える。

1. 改定に当たっての基本認識

(1) 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの推進が求められる中での改定

- いわゆる団塊の世代のすべてが 75 歳以上となる 2025 年に向けて、介護ニーズも増大することが想定される中で、国民一人一人が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことが重要である。
- このような認識のもと、平成 23 年の制度改正では、地域包括ケアシステムの理念規定が介護保険法に明記され、また、平成 26 年の制度改正では、高度急性期医療から在宅医療・介護、さらには生活支援まで、一連のサービスを地域において切れ目なく総合的に確保するため、「医療提供体制の見直し」と「地域包括ケアシステムの構築に向けた見直し」が一体的に行われた。
- さらに、平成 29 年の制度改正では、この地域包括ケアシステムを深化・推進していく観点の見直しが行われ、「医療・介護の連携」、「地域共生社会の実現に向けた取組み」などが推進されることとなった。

- このような累次の制度改正の趣旨を踏まえ、今回の介護報酬改定においても、地域包括ケアシステムを推進していくことが必要である。
- 特に、今回の改定は6年に一度の診療報酬改定と同じタイミングで行われるものであり、診療報酬との整合性を図りながら、通常の介護報酬改定以上に、医療と介護の連携を進めていくことが必要である。

(2) 自立支援・重度化防止の取組が求められる中での改定

- 介護保険は、介護が必要になった者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供することを目的とするものであり、提供されるサービスは、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するものであることが求められている。
- この点に関し、平成29年の制度改正では、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組みの推進」を図るための見直しが行われた。また、未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）においても、今回の介護報酬改定において、効果のある自立支援について評価を行うこととされたところである。
- このような状況を踏まえ、今回の介護報酬改定でも、質が高く、自立支援・重度化防止に資するサービスを推進していくことが必要である。

(3) 一億総活躍社会の実現、介護離職ゼロに向けた取組が進められる中での改定

- 一方、今後の人口の動向に目を向けると、少子高齢化の進展により、介護を必要とする者が増大する一方で、その支え手が減少することが見込まれている。
- 現在、政府においては、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を実現するため、「介護離職ゼロ」などの目標を掲げ、様々な取組を推進しているところである。
- その中で介護人材の確保については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として人材の確保に総合的に取り組むこととされている。
- これを受けて、平成29年4月から月額1万円相当の処遇改善などを

行ったところであるが、今なお、介護サービス事業者にとって人材確保が厳しい状況にあることも踏まえ、今回の介護報酬改定においても、介護人材の確保や生産性の向上に向けた取組を推進していくことが必要である。

(4) 制度の安定性・持続可能性が求められる中での改定

- また、介護に要する費用に目を向けると、その額は制度創設時より大きく増加しており、(3)で述べたように、少子高齢化の進展により、介護を必要とする者が増大する一方で、その支え手が減少することが見込まれる中、制度の安定性・持続可能性を高める取り組みが求められる。
- このような中、平成 26、29 年の制度改正では、利用者負担の見直しを行うなど、制度の安定性・持続可能性を高めるための取り組みが進められているところである。
- 今回の介護報酬改定においても、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。

2. 今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点

1で述べたような現状認識を踏まえ、今般の介護報酬改定の基本的な視点を整理すれば、おおむね次の4点に集約されるものと考えられる。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

- 第1の視点は、地域包括ケアシステムの推進である。特に今回の改定は、診療報酬との同時改定であり、医療・介護の役割分担と連携をより一層推進し、本人の希望する場所での、その状態に応じた医療・介護と看取りの実施や、関係者間の円滑な情報共有とそれを踏まえた対応を推進していくことが必要である。
- また、地域包括ケアシステムの推進を着実に進めていく観点から、各介護サービスに求められる機能を強化するほか、在宅におけるサービスの要となるケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保や、今後とも増加が見込まれている認知症高齢者への対応、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していくことも必要である。

(2) 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

- 第2の視点は、質の高い介護サービスの実現である。上記1(2)で述べたように、介護保険は、高齢者の自立支援と要介護状態等の軽減又は悪化の防止を目的としており、これらに資する質の高い介護サービスを推進していくことが必要である。
- また、利用者にとって、サービスの安全・安心が確保されていることは当然のことであり、このような観点からの取り組みを進めていくことも必要である。

(3) 多様な人材の確保と生産性の向上

- 第3の視点は、多様な人材の確保と生産性の向上である。介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であるにもかかわらず、その不足が叫ばれるなど、介護人材の確保は最重要の課題である。
- この課題に対応するため、これまでも様々な取り組みを進めてきたところであるが、これに加えて、サービスの質に配慮しつつ、専門性などに応じた人材の有効活用や、ロボット技術・ICTの活用や人員・設備基準の緩和を通じたサービス提供の効率化を推進することが必要である。

(4) 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

- 第4の視点は、制度の安定性・持続可能性の確保である。地域包括ケアシステムの構築を図る一方、保険料と公費で支えられている介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、費用負担者への説明責任をよりよく果たし、国民全体の制度への納得感を高めていくことが求められる。
- このような観点から、評価の適正化・重点化や、報酬体系の簡素化を進めていくことが必要であり、サービス提供の実態などを十分に踏まえながら、今般の改定でしっかりと対応していくことが必要である。